

用途地域	容積率(%)						建ぺい率(%)				高さの制限(m)	外壁の後退距離(m)	敷地面積の最低限度						
第一種低層住居専用地域	50	60	80	<u>100</u>	150	200	30	40	<u>50</u>	60	<u>10</u>	12	1.5	1.0	—				
第二種低層住居専用地域	50	60	80	100	150	200	30	40	50	60	10	12	1.5	1.0	—				
第一種中高層住居専用地域	100	150	<u>200</u>	300	400	500	30	40	50	<u>60</u>	/	/	/	/	—				
第二種中高層住居専用地域	100	150	<u>200</u>	300	400	500	30	40	50	<u>60</u>					—				
第一種住居地域	100	150	<u>200</u>	300	400	500	50	<u>60</u>	80	—									
第二種住居地域	100	150	<u>200</u>	300	400	500	50	<u>60</u>	80	—									
準住居地域	100	150	<u>200</u>	300	400	500	50	<u>60</u>	80	—									
田園住居地域	50	60	80	100	150	200	30	40	50	60					10	12	1.5	1.0	—
近隣商業地域	100	150	<u>200</u>	<u>300</u>	400	500	60	<u>80</u>	/	/					/	/	—		
商業地域	200	300	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	700	(80)	—											
準工業地域	100	150	<u>200</u>	300	400	500	50	<u>60</u>									80	—	
工業地域	100	150	<u>200</u>	300	400	50	<u>60</u>	—											
工業専用地域	100	150	<u>200</u>	300	400	30	40	50			<u>60</u>	—							

※ 下線付き太字が、本市において都市計画決定された数値です。また、()書き数値は、建築基準法第53条の規定による数値です。

なお、本市では第二種低層住居専用地域及び田園住居地域は指定されていません。

また、外壁の後退距離及び敷地の最低限度も指定されていません。